

(仮称) ヨークベニマル古川中里店の届出概要について

資料 4

(法第 5 条第 1 項 新設)

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出年月日 平成 28 年 5 月 26 日
- 3 店舗の名称 (仮称) ヨークベニマル古川中里店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
- 5 店舗所在地 大崎市古川中里五丁目 405-1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ヨークベニマル	2,083 m ²	食料品, 日用雑貨等
未定 1 (ドラッグストア)	922 m ³	医薬品, 日用品等
未定 2 (物販・サービス)	149 m ³	未定

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成 29 年 1 月 27 日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 136 台 (指針による必要台数 126 台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 94 台 (指針による参考台数 90 台)
 - (3) 荷さばき施設の面積 175 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 15 m³ (指針による必要容量 9.9 m³)

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

- | | | |
|-----------------|----------|-----------|
| ヨークベニマル棟 | 午前 9 時から | 午後 11 時まで |
| 未定 1 (ドラッグストア棟) | 午前 7 時から | 翌午前 0 時まで |
| 未定 2 (物販・サービス棟) | 午前 9 時から | 午後 9 時まで |

(2) 駐車場の利用時間帯 午前 6 時 50 分から翌午前 0 時 10 分まで

(3) 駐車場の出入口の数 2箇所

(4) 荷さばき実施時間帯 午前 6 時から午後 10 時まで

10 事務手続き等

- ・公告年月日 平成 28 年 6 月 8 日
- ・縦覧期間 公告の日から平成 28 年 10 月 11 日まで (公告の日から 4 か月間)
- ・地元説明会 平成 28 年 7 月 7 日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成 28 年 8 月 26 日
- ・市町村等からの意見書提出期限 平成 28 年 10 月 11 日 (公告の日から 4 か月以内)
- ・県の意見の通知期限 平成 29 年 1 月 26 日 (届出の日から 8 か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	平成28年7月7日（木）午後4時から午後4時30分まで 午後6時から午後7時まで
開催場所	古川南部コミュニティセンター 大ホール 大崎市古川北稲葉一丁目1-16
出席人数	1回目 15人 2回目 16人

質問事項	回答内容
■騒音について	
来客車両のドア開閉音による騒音の苦情がでると思う。	アイドリングストップ等も含めて、サイン案内等で対応する。 →県の意見は不要
■交通について	
開発交通量は、周辺類似店舗の影響を考慮しているのか。	考慮している。 →県の意見は不要
■周辺の道路状況について	
県道側に出入口と搬入口が併せて3箇所あるが、1箇所にまとめられないか。また、出入口1への右折レーンが渋滞すると、新幹線東線の東側にある既存出入口と十字路にできないのか。	事業者の要望・費用負担による信号設置はできないことになっているので対応できない。もっと北側の大崎市道の交差点であれば地域からの要望で信号設置の可能性はあるのではないかと思う。出入口1の北側への移設は、新幹線高架の橋脚の位置等、総合的に考えて難しいと思う。 ※大崎市及び警察との調整の結果、迂回経路となる農道を拡幅整備することとなった。 →県の意見は不要
周辺道路は通学路となっており、小学生150人、中学生50人が通学する。通学路の安全確保についてどう考えているのか。交通誘導員は配置するのか。	工事中は、工事車両出入口に交通誘導員を配置する。新規開店時に交通誘導員を配置し、その後の状況をみながら交通誘導員を配置するかどうか検討する。 →県の意見は不要
新幹線東線（出入口1側）の下校時の安全対策についてどう考えているのか。混雑時に児童が事故に巻き込まれないか心配だ。	出入口1から出庫時の見通しが悪いと警察から指摘されていることから、出入口1脇のフェンスの高さを低くしたり、注意喚起サインの設置、公告チラシへの記載等を検討している。 →県の意見は不要

児童の安全確保のため、歩道橋の設置はできないのか。	民間事業者が歩道橋を設置することはできないと思う。注意喚起サイン等で対応していきたい。 →県の意見は不要
周辺生活道路への来客進入が心配。規制はないのか。	交通協議では、メインの幹線道路への影響を中心に検討している。周辺生活道路への進入等については、開店後の状況をみながら対応を検討していく。 →県の意見は不要
県道の拡幅をするようだが、歩道幅は現状を確保してほしい。	拡幅後の歩道幅は、現状2.35mに対して、現状よりも広く確保し、幅2.5mとする予定。 →県の意見は不要
駐車場と歩道の上にフェンスを設置するのか。	植栽、ガードパイプを設置する予定。 →県の意見は不要

大崎市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
■周辺の道路状況について	
<p>建設工事期間及び開店後において、周辺道路の交通量の増加及び、移動人口の増加が予想されるが、近隣に小・中学校があり、周辺道路は通学路となっていることから、事前に安全対策を万全にする必要がある。また、営業時間が深夜までとなっていることや、店舗建設により目の届かない場所ができることが懸念されるため、児童・生徒への影響や防犯について十分な対策をすることが必要である。</p>	<p>特に混雑が予想される日には、必要に応じて交通誘導員を配置するほか、出入口に通学路であり児童生徒が通ることを認識できるようなサインを設置し、来客車両へ注意喚起を促すことで、歩行者の安全確保に努めます。</p> <p>店舗敷地内の目の届きにくい場所等については、深夜・早朝の状況を把握しながら、必要に応じて駐車場の巡回等を検討します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>店舗東側の市道新幹線東1号線に出入口及び右折レーンが設置されることにより、市道と東側の住宅地域の出入りはこれまで以上に困難になり危険度が高まることが想定される。</p> <p>しかし、店舗開店に合わせた市道の改良は困難であることから、渋滞緩和のため、農道の拡幅を行い住宅地域北側からの出入りを誘導することとしたが、根本的な解決には至っていない。</p> <p>このため、設置者においては、開店後においても市や地域住民と連携を密に協議を続け、周辺道路の混雑緩和及び交通安全のため対応することが必要である。</p>	<p>開店後の交通状況を把握しながら、市や地域住民と連携を密に協議を続け、周辺道路の混雑緩和及び交通安全に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
■周辺の道路状況について	
<p>当該地区は、小・中学校の通学路になっていることから、通学時間帯の車両の出入庫時には危険な状況になることが予想される。車両等に児童・生徒が接触する可能性が大きいため、誘導員の配置や出入口に明確な表示をする等、歩行者の事故防止のため何らかの配慮が必要である。</p>	<p>特に混雑が予想される日には、必要に応じて交通誘導員を配置するほか、出入口に通学路であり児童生徒が通ることを認識できるようなサインを設置し、来客車両へ注意喚起を促すことで、歩行者の安全確保に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
■その他	
<p>通常閉店時間は午後10時（届出後は午後11時）ということだが、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので、閉店後の駐車場の閉鎖と警備員による深夜・早朝の巡回を徹底すべきである。</p>	<p>閉店後は、若者の溜まり場とならないように、駐車場出入口を閉鎖します。</p> <p>深夜・早朝の駐車場の状況を把握しながら、必要に応じて駐車場の巡回等を検討します。</p> <p>→指針の対象外</p>
<p>地域の商慣習に倣った行動にも配慮し、紛争が起きないように努めていただきたい。</p>	<p>地域の商慣習に配慮した営業活動を行い、紛争が起きないように努めます。</p> <p>→指針の対象外</p>

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	平成28年12月1日（木）午後1時30分から2時30分まで
開催場所	（仮称）ヨークベニマル古川中里店建設予定地建設予定地
調査会結果	警察、土木事務所、大崎市、設置者、商工金融課を交えて現地を確認し、交通対策等について検討を行った。この案件に対して県の意見を必要とする事項は出なかった。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ヨークベニマル	
届出年月日	平成28年5月26日	
店舗名称	(仮称) ヨークベニマル古川中里店	
所在地	大崎市古川中里五丁目405-1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>(1) 店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。</p> <p>(2) 騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	